

## 令和 7 年度文化財関連事業報告について

## ■ 5：文化・芸術・文化財

## 【施策（２）文化財の調査・保存・継承とその活用】

- ① 文化財の調査・保存に努めるとともに、適切な維持管理と広報に努めます。
  - ・ 歴史及び文化遺産（相生座屋根）修理事業への補助
  - ・ 国指定天然記念物ヒトツバタゴ自生地の樹木伐採
  - ・ 中山道整備基本計画の策定・刊行（令和 6 年度・ 7 年度）
  - ・ 中山道洗掘箇所（大湫町）の応急修繕
  - ・ 「市内遺跡調査報告書」の刊行
  - ・ 市内遺跡の試掘調査・出土品の整理等
  - ・ 未指定文化財の指定（申請 2 件を審議中）
- ② 民俗文化財の保存団体等と連携し、後継者育成を支援します。
  - ・ 民俗文化財後継者育成事業の補助
- ③ 郷土の文化財や自然や歴史、文化等に触れる機会を設け、文化財保護意識の高揚や郷土愛の醸成を図ります。
  - ・ パレオパラドキシア発見地案内看板の設置
  - ・ 市民講座（3 回）、市民参加講座（1 回）の開催
  - ・ かたりべ養成講座の講師派遣等（歴史案内ボランティア等の育成）

## 【施策（３）文化施設の充実】

- ① 文化施設を適切な環境で使えるよう、整備を進めます。
  - ・ 陶磁資料館常設展示室の照明交換（LED 化）
- ② 市民が郷土の自然や歴史、文化・芸術に親しむことができるよう普及活動を充実させます。
  - ・ 学校への出前授業、展示解説、資料貸出し等の実施
  - ・ 展覧会、各種講座の開催
- ③ 各施設における所蔵資料の充実を図るとともに、その保存・活用と調査・研究を推進します。
  - ・ 研究報告等（化石博物館、陶磁資料館）の刊行
- ④ 市民公園内の文化施設について、文化財保護及び普及活動等の拠点としてさらに充実させるため、再編に向けた検討を進めます。
  - ・ 新博物館建設に向けた視察及び基本構想素案の作成

## 令和 8 年度文化財関連事業計画について

## ■ 5：文化・芸術・文化財

## 【施策（２）文化財の調査・保存・継承とその活用】

- ② 文化財の調査・保存に努めるとともに、適切な維持管理と広報に努めます。
  - ・市指定文化財（桜堂薬師本堂・大湫の山車）修理事業への補助
  - ・中山道整備実施測量設計（鴨之巣～平岩地区、琵琶峠地区）
  - ・市内遺跡の試掘調査・出土品の整理等
  - ・土岐頼貞墓の生垣剪定
  - ・未指定文化財の指定（申請 2 件を審議中）
- ② 民俗文化財の保存団体等と連携し、後継者育成を支援します。
  - ・民俗文化財後継者育成事業の補助
- ③ 郷土の文化財や自然や歴史、文化等に触れる機会を設け、文化財保護意識の高揚や郷土愛の醸成を図ります。
  - ・市民講座（2 回）、市民参加講座（1 回）の開催
  - ・かたりべ養成講座の講師派遣等（歴史案内ボランティア等の育成）

## 【施策（３）文化施設の充実】

- ② 文化施設を適切な環境で使用できるよう、整備を進めます。
  - ・収蔵品管理システム導入等
  - ・陶磁資料館事務室の照明交換（LED 化）
  - ・化石博物館の照明交換（LED 化）、空調機器改修
- ② 市民が郷土の自然や歴史、文化・芸術に親しむことができるよう普及活動を充実させます。
  - ・学校への出前授業、展示解説、資料貸出し等の実施
  - ・展覧会、各種講座の開催
- ③ 各施設における所蔵資料の充実を図るとともに、その保存・活用と調査・研究を推進します。
  - ・研究報告等（化石博物館、陶磁資料館）の刊行

※施策等は「第 7 次瑞浪市総合計画基本計画」による（別添参照）。

※スポーツ文化課の所管部分を抜粋して掲載。

## 資料 4

## 白磁ディナーセット等について

1. 指定の基準として、国の「重要有形民俗文化財指定基準」を参考とする。
- ・製品等は、いずれも「(二)生産、生業に用いられるもの」に該当する。
  - ・上記の第二項に掲げる収集目的、内容の基準を参考にして、下記のとおり分類基準を設定する。

| 選定の基準         | 具体的内容                        | 該当する製品または資料例                      |
|---------------|------------------------------|-----------------------------------|
| (一)歴史的変遷を示すもの | 1 曾根磁叟園製陶所の事業内容がわかるもの        | 染付の飯碗、初期の洋食器等                     |
|               | 2 月星建陶社等の事業内容がわかるもの          | 「月星印」が陰刻されたレンガ                    |
|               | 3 表彰等の対象となったもの               | 色絵花文皿「Lilian」                     |
|               | 4 制作年がわかる、あるいは高い確度で推定できるもの   | 名古屋汎太平洋平和博覧会出品製品、記念銘資料等           |
| (二)時代的特色を示すもの | 1 統制番号等で制作時期がわかるもの           | 図録 106 色絵花文洋食器揃<br>図録 110 容器(半磁器) |
|               | 2 各時代に特徴的な製品                 | プレミアムディナー<br>ストーンウェア              |
| (三)技術的特色を示すもの | 曾根磁叟園製陶所の技術水準を示すもの           | エンゴベ技法を採用した製品、デザイン画               |
| (四)職能の様相を示すもの | 製陶業及びそれに携わる職人の様子または全体像がわかるもの | 印半天                               |

2. 課題として以下の2点があげられる。
- ・昭和50年代以降の製品を上記の基準に適用し指定するか。
  - ・製品ではないデザイン画や製図用具、印半天等も指定するか。